

平成27年8月25日（火）
 生活産業部生活環境課（古田、水谷）
 電話番号0567-24-1111（内線2230）

「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」の締結について

平成27年9月1日（火）の「防災の日」を前にした8月27日（木）、海部地区環境事務組合新開センターで、同組合（管理者 弥富市長）の構成市町村（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）が、（一社）愛知県産業廃棄物協会（永井良一会長、会員数603社）と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」の締結を行います。

「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」の締結式

- 1 日 時 平成27年8月27日（木）午前11時30分～正午
- 2 場 所 海部地区環境事務組合新開センター2階会議室
津島市新開町二丁目212番地 TEL0567-28-3810
- 3 内 容 海部地区環境事務組合構成市町村長、愛知県産業廃棄物協会会長らが出席予定。構成市町村を代表して同組合管理者の弥富市長による挨拶に続き、構成市町村長及び愛知県産業廃棄物協会会長が協定書に自筆署名し双方協定書を取り交わす予定です。

協定内容としては、市は大規模災害発生時に災害廃棄物（がれき及び生活ごみ）処理要請及び円滑な協力が得られるよう被災、復旧状況等の情報提供を行います。

愛知県産業廃棄物協会は会員等が保有する人員、車両及び資機材等のうち災害時に出勤可能な数量を把握し、市より要請を受けた場合は、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分を可能な限り実施し、実施場所、実施内容等の必要事項を報告するものです。

- 4 経 緯 平成27年7月2日（木）に愛知県環境部資源循環推進課は、環境省の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）を想定した災害廃棄物等発生量推計を発表しました。その推計によると組合構成市町村の災害廃棄物等発生量は、約367万7千t（災害廃棄物約185万5千t、津波堆積物約182万2千t）に上ります。

上記災害廃棄物発生量の選別後に想定される可燃物・柱角材等は約33万1千t。焼却処理施設である海部地区環境事務組合八穂センター（弥富市）が、年間最大処理量約9万9千tで稼働しても災害廃棄物の焼却だけで3年以上かかります。

津島市においても366,525t（災害廃棄物204,678t、津波堆積物161,847t）の災害廃棄物発生量が見込まれます。このうちコンクリート・土砂等の発生量は約27万4千tで、津島市鹿伏最終処分場の残容

量生量約5万tだけでは対応しきれないのが現実です。

このような状況では、委託業者による収集運搬や海部地区環境事務組合での焼却処理だけでは対応不可能と考えられます。

環境省の災害廃棄物対策指針においても、東日本大震災における事例を踏まえ、民間事業者との連携を検討するよう示していることなどから、海部地区環境事務組合構成市町村として足並を揃え協定を締結することとなりました。

(一社)愛知県産業廃棄物協会は、質・量ともに増大する産業廃棄物が直面する不法投棄、ダイオキシン類対策、処分場の確保などの問題に対し、協会員はもとより関係行政機関、排出事業者の協力を得て、資源のリユース(再使用)、リデュース(廃棄物の発生抑制)、リサイクル(再生利用)、そして適正処理の推進を図り環境社会の成熟にむけて貢献するため、平成3年7月産業廃棄物の適正処理の徹底、並びに再生利用の推進に取り組む愛知県下の産業廃棄物処理業者を核に公益法人として発足しました。

今回の協定締結は県下54市町村中41番目となります。

5 資料

(1)協定書締結式次第

(2)県下の協定書締結状況(愛知県産業廃棄物協会資料)

(3)市町村別災害廃棄物等発生量推計(愛知県環境部資源循環推進課)